

『建築物省エネ法 申請手続きと現場での留意点』セミナーの報告 (CPD単位2ポイント)

- 開催日時 平成29年9月15日(16:00~17:30)
- 会場 日本ERI株式会社 大阪支店 会議室
- 参加者 20名
- 講師 日本ERI株式会社 大阪支店 評価部 大瀬部長、水畑主査
- スタッフ 3名(担当:事業WG 中嶋)
- 報告

この度、『建築物省エネ法 申請手続きと現場での留意点』をテーマに、日本ERI株式会社様の全面的な御支援をいただきセミナーを実施しました。

- 講義内容
1. 建築物省エネ法の概要
 - ・概論
 - ・申請手続きについて(確認申請、完了検査申請)
 - ・変更手続き
 - ・モデル建物法と標準入力法の比較
 2. Q&Aと監理の留意点
 - ・Q&A
 - ・監理の留意点

平成29年より4月より、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律【建築物省エネ法】」に関する規制措置が施行され、一定規模以上の非住宅建築物の新築・増改築をしようとする場合、省エネ基準に適合していることの判定(適合性判定)を受けることが必要となりました。今回のセミナーではその概要と、監理の留意点を中心に講義をいただきました。

